

令和7年度ながさき健味ん（けんみん）弁当販売店 募集要領

1 目的

個人の栄養・食生活における行動と健康状態の改善のためには、個人自らが健康づくりに積極的に取り組むだけでなく、本人が無理することなく自然に健康な行動をとることができるような環境整備を進めることが求められている。このような中、県では、県民が中食や外食の機会においても、自然に野菜摂取や減塩につながる食事を選択できるよう、一定の基準を満たす弁当の販売による食環境の整備を進めているところである。

本事業は、「ながさき健味んメニュー多分野連携事業」の一環として「ながさき健味ん弁当」を日常的に販売する店舗の増加を図り、販売強化期間を設けることで、県民の意識向上を促すことを目的とする。あわせて、ながさき健味んメニューを提供する「長崎県健康づくり応援の店」の増加も目指す。

2 事業対象者

長崎県内に店舗を有する弁当製造販売店や弁当を販売する機会のある飲食店など

3 事業内容

1) 「ながさき健味ん弁当」の販売（事業対象者）

事業対象者となる店舗は、「ながさき健味んメニュー基準」を満たす弁当を「ながさき健味ん弁当」として販売する。

<ながさき健味んメニュー基準> ※1食の弁当で①～⑥を満たすこと ①主食・主菜・副菜がそろっている ②エネルギーは500～700kcal ③野菜は100g以上（きのこ・海藻類を含み、イモ類は除く） ④食塩相当量は3.0g未満 ⑤揚げ物、炒め物などの油料理が重なっていない ⑥牛乳・乳製品、果物を適宜加える

【販売までの流れ】

①販売を希望する店舗は、管轄の県立保健所（長崎市・佐世保市は県国保・健康増進課）に申込書（様式1）に必要書類を添えて申し込む。

※申込締切：令和7年10月31日（金）

（啓発強化キャンペーンのチラシ等に店舗名を掲載するため、販売する弁当の内容は11月28日（金）までに確定する）

※「ながさき健味ん弁当レシピ集」に掲載されている弁当を販売する場合は、申込書の記入や栄養価の計算を省略できる場合あり

※自店舗にて既に販売されている弁当を基準に合うようアレンジすることも可

- ②「ながさき健味ん弁当」として内容が確認された弁当（必要に応じて県が栄養価を算出）には、県が配布するオリジナルロゴデザインのシールを貼り販売する。

《ロゴデザイン》



- ③啓発強化キャンペーン（1～2月頃予定）期間中は、必ず販売する（販売の個数や日数については、店舗の都合を優先）。
- ④「長崎県健康づくり応援の店」に未登録の店舗は、可能な限り登録する（登録により、県ホームページ等で紹介される機会が増える）。

2) 「ながさき健味ん弁当」の販売に向けた支援（県国保・健康増進課及び県立保健所）

- ・販売希望の申し込みを受けた県の関係機関は、栄養価を算出するなどして、内容が基準にあっていることを確認する。
- ・「ながさき健味ん弁当」の基準を満たしていることが確認でき次第、当該店舗にロゴシールを配布する（1ヶ月分の販売個数見込み×10ヶ月分程度、キャンペーン期間中のシールは別途配布）。
- ・各管轄の弁当販売店を中心に、県ホームページやながさき健康づくりアプリ「歩こーで!」、各所属の広報媒体等により情報発信する。

様式1

「ながさき健味ん弁当」販売希望申し込み

店名			
所在地	〒		
電話			
FAX			
メールアドレス			
担当者氏名	※連絡窓口となっていたり方	ながさき健味ん弁当の 販売個数	※通常時の1ヶ月間の 見込み 個
下記について、それぞれあてはまるものに○をつけてください。			
ホームページや アプリ等での紹介	・よい（※上記の内容を掲載します。間違いがないか御確認ください。） ・広報は不要		
啓発強化キャンペーン※での弁当販売の予定	・通常どおり販売する ・通常より多く販売する ・キャンペーン中のみ販売する（日常的な販売はしない）		

必要書類

<県ホームページ>

※各様式や「ながさき健味ん弁当レシピ集」は、県ホームページにも掲載しています。



- ☐ 販売希望申込書（この用紙：上記に必要事項をご記入ください）
- ☐ 内容確認票
- ☐ ながさき健味ん弁当の写真
（ホームページやチラシ等に掲載します。）

メールでの申し込み後、7日程度たっても
こちらからの連絡がない場合は、お手数
ですが再度ご連絡ください。

お問い合わせ・申込み先

店舗所在地	連絡先	電話	所在地
長崎市、佐世保市	県庁 国保・健康増進課	095-895-2495	長崎市尾上町3-1
西海市、長与町、時津町	西彼保健所	095-856-5059	長崎市滑石1-9-5
諫早市、大村市、川棚町、 東彼杵町、波佐見町	県央保健所	0957-26-3306	諫早市栄田町26-49
島原市、雲仙市、南島原市	県南保健所	0957-62-3289	島原市新田町347-9
平戸市、松浦市、佐々町	県北保健所	0950-57-3933	平戸市田平町里免1126-1
五島市	五島保健所	0959-72-3125	五島市福江町7-2
小値賀町、新上五島町	上五島保健所	0959-42-1121	新上五島町有川郷2254-17
壱岐市	壱岐保健所	0920-47-0260	壱岐市郷ノ浦町本村触620-5
対馬市	対馬保健所	0920-52-0166	対馬市厳原町宮谷224

弁当内容確認票（様式は任意、下記の内容がわかる資料で代用可）

店名

弁当名

※記入例を参考にし、下記に記入してください。

※「ながさき健味弁当レシピ集」に掲載（①～③は近日中に掲載予定）のレシピを使用する場合は、そのレシピ名をチェックしてください（材料や分量を一部修正する場合は、その内容のみを表に記載してください）。

- ☐①アジフライ弁当 ☐②肉団子の甘酢あんかけ弁当 ☐③チキンの味噌焼き弁当
☐④チキンのさっぱり焼き弁当 ☐⑤ベジバーグ弁当 ☐⑥油淋鶏弁当
☐⑦さばの童田揚げ弁当 ☐⑧ポークジンジャー弁当

[illegible]

《ながさき健味弁当基準 確認結果》

※保健所等記載欄

- ☐ 主食・主菜・副菜が揃っている
☐ 野菜類は100 g 以上使用 (g)
☐ 揚げ物、炒め物が重なっていない
- ☐ エネルギー500~700kcal程度 (kcal)
☐ 食塩相当量は3.0 g 未満 (g)
☐ 牛乳・乳製品や果物を適宜使用

(別紙) 「(新) 長崎県健康づくり応援の店」推進事業実施要領

(目的)

第1条 生活習慣病及び重症化予防のためには、県民一人ひとりが健康的な生活を実践することができる環境整備が必要である。そこで、県民にとって身近な場所である飲食店等において、ヘルシーメニュー等の提供や生活習慣病予防に関する情報発信を行うことで、健康づくりへの関心を高めるとともに、健康的な食事を選択できる食環境整備を推進する。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、長崎県とする。

(対象施設)

第3条 この事業における対象施設は、長崎県内に店舗を有する一般飲食店、弁当等製造販売店、旅館・ホテル等の食事提供施設、その他給食施設とする。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 登録

別表に定める登録基準を満たす対象施設を「(新) 長崎県健康づくり応援の店（以下「応援の店」という。）」として登録する。

(2) 支援

登録に係る技術支援（栄養価計算、掲示用資材の提供等）及び登録施設への定期的な実施状況の確認や支援を行う。

(3) 普及啓発

登録施設の情報は、県ホームページ等に掲載する等して拡充を図るとともに、応援の店を活用した健康づくりに関する情報の発信を行う。

(申請及び登録)

第5条 応援の店への登録を希望する対象施設は、所在地の保健所へ登録申込書（第1号様式）を提出する。

2 保健所は、申込み内容が登録基準を満たしているかの確認を行い、満たしていれば登録し、別に定める登録証及びステッカーを交付する。

(登録の更新)

第6条 登録期間は3年とし、最終年度中に保健所による確認を行い、基準を満たしていれば登録を継続する。

(登録の変更及び取消)

第7条 応援の店は、登録内容に変更が生じた場合は速やかに保健所へ登録内容変更届出書（第2号様式）を提出する。

2 応援の店は、登録基準を満たさなくなった時、または登録取り消しを希望する際は、速やかに保健所へ登録取消届出書（第3号様式）を提出し、ステッカーの返納を行う。

（登録情報の管理）

第8条 保健所は、管内の登録施設について登録台帳（第4号様式）を作成し、情報を管理する。

2 保健所は、新規登録、登録内容の変更、登録取消の状況について、各様式が提出された翌月の月末までに、国保・健康増進課に報告する。

3 保健所は、毎年3月31日の登録状況（第4号様式）を、4月20日（休日の場合は翌日）までに国保・健康増進課へ提出する。

（登録施設名の公表）

第9条 国保・健康増進課は、ホームページ掲載希望があった応援の店の店舗情報を、県ホームページで公表する。

（その他）

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、国保・健康増進課が別に定める。

附 則

この要領は令和2年8月1日から施行する。

この要領は令和3年3月25日に一部改正する。（様式第1号の変更）

別表（第4条関係）

共通事項（必須条件）	県や市町が提供する健康づくりに関するポスターの掲示や、パンフレットの配布などを年1回以上実施し、健康情報の提供を行うこと
	受動喫煙を防止するため、以下のいずれかの措置がとられていること （1）店内禁煙 （2）喫煙専用室を設置し、未成年が立ち入らないように標識を掲示している。（加熱式たばこ専用喫煙室含む）
ながさき健味んメニュー	以下のすべてを満たすこと （1）主食・主菜・副菜が揃った献立 （2）エネルギーは500～700kcal程度 （3）野菜類（イモ類を除き、緑黄色野菜、その他の野菜、きのこ、海藻類を含む）は100g以上使用 （4）食塩相当量は3.0g未満 （5）揚げ物、炒め物などの油料理が重なっていない （6）牛乳・乳製品、果物を適宜使用 （7）地元の食材や特産品を適宜使用
適塩メニュー （食塩3g未満）	定食一食分で食塩相当量3.0g未満であること
野菜たっぷりメニュー （野菜1／3日分）	定食または単品一食分で120g以上の野菜を使用していること（きのこ、海藻類は含まない）